

伊勢市農業委員会 第209回 総会議事録

日 時	令和5年5月15日（月）13時59分～14時51分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 10番 中西 正平</p> <p>11番 北村 安弘 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉</p> <p>15番 出口 勝信 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>9番 東浦 弘行 12番 山口 和男 16番 奥野 隆史</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	4番 山添 久憲 14番 泉 一嘉
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>2. 一時転用の完了報告について</p> <p>3. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第209回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>16</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 4番の山添 久憲さん 14番の泉 一嘉さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び正誤表と差替え議案を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は7件、田が17筆15,388㎡、畑が5筆2,538㎡の計22筆17,926㎡でございます。</p>

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは贈与でございます。受人は馬瀬町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は馬瀬町地内 馬瀬公園より北東へ 80m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

2 番、こちらは売買でございます。受人は通町の田 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は通町地内 国道 4 2 号 通町 2 交差点より北へ 50m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

3 番、こちらでも売買でございます。受人は上地町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 伊勢城田郵便局より南西へ 340m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

4 番、こちらでも売買でございます。受人は川端町の畑 2 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は川端町地内 尾崎号堂記念館より南西へ 270m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

次ページ（1 - 3）をご覧ください。

5 番、こちらでも売買でございます。受人は鹿海町の田 14 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【1102-1、1357-1 を除く外 12 筆】と農用地区域外農地【1102-1、1357-1】でございます。現地調査の結果、【73-4、74、250-2】は耕作地、外 11 筆は荒廃農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

次ページ（1－4）をご覧ください。

6番、こちらも売買でございます。受人は上野町の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は上野町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

7番、こちらも売買でございます。受人は神菌町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は神菌町地内 神菌農村公園より南へ140mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された3番は、営農計画を提出しニンニクを栽培するとのことです。5番も、営農計画書が提出されており、所有農地の隣は果樹を植え、耕作地は水稻・麦を栽培し、ほかは草を刈り耕作に向けて準備する旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。なお、3番については、農地の新規取得であるため事務局において、耕作状況の確認を行っていく予定です。

議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声多数あり）

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条

の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田のみ2筆の計766.129㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請人は西豊浜町の自己所有の畑1筆2,376㎡において、支柱を立てて太陽光パネルを設置して発電をし、下部の農地ではかぼちゃ・ジャガイモ・ほうれん草を栽培するもので、パネルの支柱部分の合計面積0.129㎡について許可日より3年間一時転用したいとの申請で3回目でございます。申請地は西豊浜町地内 旧市立豊浜中学校より北東へ620mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第4条第1項第1号イ・ロに該当し、例外的に許可をし得るものです。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。現在、下部農地ではかぼちゃの栽培を行い6年目で、以前は伝票を一部紛失する等ありましたが、きちんと管理できるようになり、収穫量は基準の80%を超えています。また、事務局で現況を随時確認しており、こちらが見る限り、手入れがきちんとされていることも確認しております。これらのことを考慮して、事務局としては、更新を認めたいと考えております。つきましては、許可日を本日付とし、かぼちゃ・ジャガイモ・ほうれん草の作物で、転用期間は令和5年5月17日から令和8年5月16日までの3年間としたいと存じます。

2番、申請者は東大淀町の畑1筆を、太陽光発電施設 設置面積234.38㎡としたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 東大淀町民会館より西へ200mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、申請人が平成26年2月に太陽光発電設備を設置してしまったとのこと

で、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてはコンクリートブロック、フェンスが設置されており現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係

長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は8件、内訳といたしまして、田が5筆 1,814㎡、畑が9筆 4,125㎡の 計14筆 5,939㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ（3－1）をご覧ください。

1番、売買でございます。受人である黒瀬町で不動産業を営む有限会社アットホーム 代表取締役 森田 成峰さんが、辻久留2丁目の田2筆と畑3筆を譲り受けて、所有権が移転した後に一之木4丁目で土木工事業等を営む有限会社森田建設 代表取締役 森田 富守さんに貸し出す資材置場としたいとの申請でございます。申請地は二俣3丁目地内 市営住宅二俣団地より西へ80mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として既設法面があり、境界から離隔するとのことでございます。

2番、こちらは使用貸借でございます。

父名義の馬瀬町の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積90.43㎡としたいとの申請でございます。申請地は馬瀬町地内 馬瀬公園より南へ10mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は北東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック、擁壁を設置するとのことでございます。

次ページ（3－2）をご覧ください。

3番、こちらは売買でございます。受人である小俣町湯田で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、野村町の畑2筆を譲り受けて、建売住宅6棟 建築面積計397.44㎡と道路等としたいとの申請でございます。申請地は野村町地内 野村公民館より北東へ10mに位置する第3種農地でございます。地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

4番、こちらは贈与でございます。受人は二見町三津の畑1筆を譲り受けて、隣接する5条許可済地55㎡とあわせて一体利用し、通路及び駐車場としたいとの申請でございます。申請地は二見町三津地内 三津コミュニティセンターより西へ170mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、完了が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。譲受人が、平成2年頃に整地し通路として使用していたとの内容

で始末書が提出されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

5番、こちらは売買でございます。受人は二見町西の畑2筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積154.85㎡及び道路後退用地16㎡としたいとの申請にございます。申請地は二見町荘地内 国道42号 荘1交差点より西へ80mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、先代が既に造成工事をしてしまったとのことで始末書が添付されています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は34%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらでも売買でございます。受人である松阪市湊町で不動産業を営む株式会社富士土地 代表取締役 林 弘高さんが、小俣町湯田の田1筆を譲り受けて、建売住宅2棟 建築面積計132.48㎡と道路31.46㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホール伊勢より西へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は34%、排水は合併浄化槽をへて南西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

7番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町湯田の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に、受人が経営する多気郡大台町で不動産業等を営む株式会社SENに貸し、長屋住宅1棟 建築面積295.38㎡と駐車場20台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホール伊勢より北西へ90mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

8番、こちらでも売買でございます。受人である東大淀町で不動産業等を営む有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清さんが、御菌町長屋の田1筆を譲り受けて、分譲宅地3区画としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するた

	<p>めに農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は御菌町長屋地内 市立御菌小学校より東へ10mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。</p> <p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。
吉田委員	3番の建ぺい率は26%ではなく25%ではないでしょうか。
係 長	25%です。訂正をお願いします。
川端委員	写真資料について、白黒で小さくて見えにくいこともあるので、1枚あたりの枚数を減らして大きいものにしてはいかがでしょうか。
係 長	白黒のままではよければ1ページ4枚くらいに減らしてももう少し大きくすることはできます。
議 長	元の写真データがあるのならわかりにくいものがあるときだけ1部カラーで印刷をして回覧するのはいかがですか。
係 長	1部だけカラーで用意して回覧することもできます。
出口委員	プロジェクターを使ってスクリーンに映し出す方法はいかがですか。そうすれば印刷も不要になります。カラー印刷は費用もかかりますし。

<p>係 長</p> <p>議 長</p>	<p>この会場はスクリーンをかけるところがなさそうですね。</p> <p>現場を実際に見に行っている委員もいるのでひとまずは今までと同じでよろしいかと思えます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようございませので、本件について許可いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございませので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、3番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>係 長</p>	<p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてでございませ。件数は2件、内訳といたしまして、田が3筆の計1,390㎡です。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、神菌町の田2筆で現況は山林でございませ。こちらは平成15年以前から山林化し現在に至るとのことで、樹齡を確認できる写真を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>2番、御菌町小林の田1筆で現況は宅地でございます。</p> <p>こちらは昭和52年に住宅を建築し、利用していたとのことで、建物登記簿謄本を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
<p>出口委員</p>	<p>2番について、建物登記はついていますか。</p>
<p>係 長</p>	<p>建物登記はついています。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声多数あり)</p>
	<p>ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>日置 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は87件で、田が215筆の292,479㎡、畑</p>

が 8 筆の 5,697 m²、計 223 筆の 298,176 m²でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇ 1 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 4 件で、

田が 9 筆の 22,103 m²、畑が 1 筆の 976 m²、計 10 筆の 23,079 m²。

◇ 1 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 2 筆の 1,005 m²。

◇ 3 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 7 筆の 5,156 m²。

◇ 3 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 1 筆の 1,016 m²。

◇ 5 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 5 件で、

田が 5 筆の 4,347 m²、畑が 2 筆の 1,364 m²、計 7 筆の 5,711 m²。

◇ 5 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 2 件で、

田が 1 筆の 470 m²、畑が 2 筆の 2,303 m²、計 3 筆の 2,773 m²。

◇ 5 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 4 件で、田のみ 5 筆の 4,347 m²。

◇ 6 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 3 筆の 9,850 m²。

◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 35 件で、

田が 94 筆の 130,125 m²、畑が 3 筆の 1,054 m²、計 97 筆の 131,179 m²。

◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 32 件で、

田のみ 85 筆の 110,212 m²。

◇ 11 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 3 筆の 3,848 m²。

以上件数は 87 件で、田が 215 筆の 292,479 m²、畑が 8 筆の 5,697 m²、計 223 筆の 298,176 m²でございます。転貸抜きの件数は 51 件で、田が 125 筆の 177,920 m²、畑が 8 筆の 5,697 m²、計 133 筆の 183,617 m²でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願ひいたします。

議

長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内 57・58 番、63 番から 66 番、69・70 番、81・82 番は、森北 雅博委員に係る分でございます。ひとまず森北野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。

（森北委員退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

川端委員

賃借料が1筆3000円のところがありますがかなり安くないですか。

北村委員

圃場整備も入っていなかったりするのでこの地域の賃借料は安いです。

議長

ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

	<p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について ……8件（説明内容記録省略）</p> <p>2. 一時転用の完了報告について ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月29日（月） 神廣 敏夫委員、 岩尾 昭委員 ・ 5月30日（火） 出口 勝信委員、 中西 正平委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第209回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____